

# 国民健康保険のしくみをお知らせします 問い合わせ 保険年金課給付係・資格賦課係 (市役所1階)

わが国では、病気やけがをしたとき、安心してお医者さんにかかれるよう、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。これが国民皆保険制度です。国民健康保険(国保)は、こうした医療保険の一つで、加入者がお互いに助け合い、安心して医療が受けられる国民皆保険の根幹をなす制度です。

しかし、近年の急速な高齢化の進展・生活習慣病の増加・医療の高度化等に伴い医療費は急増し、大変厳しい運営を強いられています。加入者の皆さんは、医療費の一部を支払い医療を受けますが、残りの医療費は、国民健康保険税(保険税)として納付していただいたお金を財源として、医療機関へ支払っています。



今後とも安定した国保制度の維持運営のため、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 国保の加入・脱退～届け出は14日以内に～

他の健康保険に加入したときや脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、14日以内に加入・脱退の手続きをしてください。

### ★加入できる方

- ①自営業者、農業・漁業従事者とその家族
  - ②退職して職場の健康保険などを脱退した方
  - ③パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入できない方など
- 加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めなければならないことや、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなることがあります。

また、他の健康保険資格取得後に国保の被保険者証(保険証)を使って医療を受けると、国保で負担した医療費を後日返納することになります。

なお、手続きは法律で14日以内となっていますが、14日を過ぎても必要書類がそろいしだい必ず手続きをしてください。

## 国保の給付～お医者さんにかかるとき～

病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担割合を支払うだけで、医療を受けることができます。

### ★医療費の自己負担割合

義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70～74歳	2割(注1)(現役並み所得者(注2)は3割)

注1 昭和19年4月1日以前に生まれた方は、国の特例措置のため1割負担です。  
 注2 現役並み所得者とは、本人を含む同一世帯内に住民税課税所得145万円以上の70～74歳の国民健康保険加入者がいる方です。

### ★療養費

次のような場合はいったん全額自己負担となりますが、保険年金課へ申請し審査で認められると、自己負担分を除いた保険給付分の金額をあとから支給します。

- ①緊急時などやむを得ない理由により、保険証を提示せずに医療を受けたとき
- ②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具代を負担したとき
- ③国保の取り扱いをしていない施術所で、医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージを受けたとき
- ④海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)

### ★医療費が高額になったとき～高額療養費～

医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分を高額療養費として、あとから支給します。該当する方には、医療費の支払いからおおむね2～3か月後に申請書を送付します。申請書に記載の必要書類をお持ちのうえ、保険年金課で手続きをしてください。

### ★「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請

通院や入院した場合、各医療機関に支払う医療費の自己負担額を適用区分(年齢と所得により区分が分かります)に応じた限度額まで、また、市民税非課税世帯の方は入院時の食事代についても減額された額での支払いで済む制度があります。この制度を受けるためには、医療機関へ認定証の提示が必要となりますので、保険年金課へ申請してください。また、現在認定を受けている方には更新案内通知を送付します。更新が必要な場合は手続きをしてください。

なお、世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、区分判定ができませんので所得の申告をしてください。

#### ①70歳未満の方

1か月の医療費の自己負担限度額・1食あたりの入院時食事負担額(表1)  
70歳未満の方が保険税を滞納している場合は「限度額適用認定証」を交付できません。「限度額適用認定証」を利用できない場合、高額療養資金貸付制度がありますのでご相談ください。

#### ②70～74歳の方

1か月の医療費の自己負担限度額・1食あたりの入院時食事負担額(表2)

### ★一部負担金の減免、徴収猶予制度

災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となることがありますのでご相談ください。

### ★こんなときには給付が受けられます

- ①子どもが生まれたとき…出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、保険年金課へ申請してください)
- ②死亡したとき…葬祭費5万円(葬祭を行った方への支給となります)

## 保健事業等

### ★温泉センター利用料の助成

檜原村「数馬の湯」が520円、奥多摩町「もえぎの湯」が480円、あきる野市「瀬音の湯」が700円、日の出町「つるつる温泉」が620円(いずれも大人料金)で利用できます。利用券は保険年金課、各出張所、各市民センターで配布しています。(1枚の利用券で3人まで利用可能)

枚数に限りがありますので、無くなりしだい終了します。  
※後期高齢者医療制度加入者は国民健康保険加入者ではないため、配布の対象となりません。



## 国保の保険証

保険証は、医療機関を受診する際に必ず必要なものです。1人1枚の個人カード証になっています。

### ○一般の保険証(濃クリーム色)

### ○退職者医療制度の保険証(空色)

有効期限は平成31年9月30日までです。(年齢等により有効期限が短い場合があります)

### ○高齢受給者証(白色)

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生月)から「国民健康保険高齢受給者証」(自己負担割合2割または3割)が交付されます。国保の保険証と併せて医療機関等の窓口で提示してください。高齢受給者証は毎年8月に更新となるため、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

### ★保険証をなくしてしまったら

印鑑、本人確認書類等をお持ちのうえ、保険年金課または出張所(梅郷・沢井・小曾木・成木)へ再交付の申請をしてください。なお、本人確認ができないときは保険証に登録されている住所へ簡易書留で送付します。

表1 70歳未満の方

適用区分 (世帯内の国保加入者の年間所得合計)	1か月の医療費の自己負担限度額		入院時 食事負担額
	外来(個人単位)	入院(世帯単位)	
901万円を超える世帯、所得の申告をしていない方がいる世帯	252,600円+	(医療費-842,000円)×1% ※4回目以降140,100円	460円
600万円超～901万円以下の世帯	167,400円+	(医療費-558,000円)×1% ※4回目以降93,000円	
210万円超～600万円以下の世帯	80,100円+	(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降44,400円	
210万円以下の住民税課税世帯	57,600円	※4回目以降44,400円	
市民税非課税世帯(擬制世帯主含む)	35,400円	※4回目以降24,600円	210円 160円(注3)

表2 70～74歳の方(平成30年8月1日以降)

適用区分	1か月の医療費の自己負担限度額		入院時 食事負担額
	外来(個人単位)	入院(世帯単位)	
現役並み所得者(注4)	252,600円+	(医療費-842,000円)×1% ※4回目以降140,100円	460円
現役並み所得者II	167,400円+	(医療費-558,000円)×1% ※4回目以降93,000円	
現役並み所得者I	80,100円+	(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降44,400円	
一般(注4)	18,000円 年間144,000円	57,600円 ※4回目以降44,400円	210円 160円(注3)
低所得者II	8,000円	24,600円	
低所得者I	8,000円	15,000円	100円

注3 過去1年間の入院日数が91日以上で、申請して長期認定を受けた方  
 なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。  
 注4 適用区分が「現役並み所得者」および「一般」の方は「限度額適用認定証」を申請する必要はありません。

## 障害年金受給者の所得状況届

20歳になる前の病気やけがにより障害基礎年金を受けている方は、所得状況届(現況届)等の提出が必要です。期限までに提出がない場合は、年金の支給を停止することがありますのでご注意ください。

対象者には、日本年金機構から「所得状況届」が送付されますので、必要事項を記入して7月31日までに提出してください。

また、診断書の提出が必要な方には、「診断書付きの所得現況届」を送付しますので、医師の証明を受けて提出してください。

対象 障害基礎年金受給権者(年金コード2650、6350)

提出期間 7月2日～31日

提出方法

▷持参…保険年金課国民年金係(市役所1階)

▷郵送…7月31日(必着)までに〒198-8701青梅市保険年金課国民年金係へ

その他

▷同封の記入要領に従って添付書類をご確認ください。

▷平成30年1月2日以降に転入した場合は、30年1月1日の住所地で取得した30年度分の所得証明書を添付してください。

▷レントゲンフィルムの提出が必要な方は、保険年金課へ直接持参してください。

問い合わせ 市保険年金課国民年金係、青梅年金事務所 ☎30-3410



国民健康保険を支えているのは

皆さんの保険税です

■納税通知書

7月初旬に送付します

国民健康保険(国保)に加入している世帯には、平成30年度国民健康保険納税通知書を7月初旬に世帯主宛てに送付します。

■30年度の国民健康保険税

30年度の税率等は表1のとおりです。

国保事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険税(保険税)の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

コンビニエンスストアでも納付できます。納税通知書の納期限を確認のうえ、期限内に納付してください。

■均等割額の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯を対象に、保険税の一部(被保険者均等割額)を減額する制度です。(表2)

世帯主(国保加入者でない世帯主も含む)および国保の加入者全員が住民税の所得申告を済ませている世帯に限られますので、所得がない方(被扶養者として申告されている方を除く)も必ず申告してください。

なお、軽減を受けるために申請などの手続きは必要ありません。軽減割合は所得に応じて、

表1 30年度の税率等

Table with 4 columns: 区分, 医療分, 支援金分, 介護分. Rows include 所得割率, 被保険者均等割額, 課税限度額.

表2 30年度軽減対象世帯

Table with 3 columns: 7割軽減, 5割軽減, 2割軽減. Rows describe income thresholds for different reduction rates.

※特定同一世帯所属者数...国保に加入していた方が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行したととも75歳未満の後期高齢者医療制度加入者をいいます。

7割・5割・2割となります。 ※非自発的失業者の保険税の軽減制度

対象 次の要件をすべて満たし失業等給付を受ける方

① 離職日が21年3月31日以降である方

② 離職日に65歳未満の方

③ 「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由が次のいずれかの方

▽特定受給資格者(倒産・解雇などの事業主の都合により離職した方) 「離職理由コード」：11、12、21、22、31、32

▽特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方) 「離職理由コード」：23、33、34

軽減額 前年の給与所得の100分の30

軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国保加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、他の健康保険に加入する等、国保を脱退すると終了します。

※資格喪失後、再び国保に加入した方は、期間内であれば再度軽減の対象となりますので手続きをしてください。

手続き方法 雇用保険受給資格者証、保険証、印鑑(世帯主、個人番号が分かるものをお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)へお越しください。

便利な口座振替で 口座振替は、自動的に納税ができ、納め忘れがなく便利です。希望する方は、口座名義人の預貯金通帳、通帳の届出印、納税通知書をお持ちのうえ、市内の取り扱い金融機関または収納課(市役所1階)で手続きをしてください。市外の取り扱い金融機関に申し込む場合は、あらかじめ収納課で口座振替依頼書を受け取り、手続きをしてください。

納期限を過ぎても納付がない場合は督促を行います。また、納期限から一定の期間が経過すると、延滞金が増加されます。そのため納付がない場合、通常の保険税の代わりに、有効期限の短い「短期被保険者証」や医療費が全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されることがあります。また、財産の差し押さえなど、滞納処分を受けることがあります。

後期高齢者医療保険に関するお知らせ

平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

支払い金額と納付方法や納期限などが記載されています。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります

新しい保険証(青竹色)は、簡易書留で7月下旬に送付します。有効期限は32年7月31日です。届いたら、氏名、生年月日、負担割合(表1参照)などの記載内容を確認してください。

現在お使いの保険証(藤色)は、8月以降にご自身で破棄するか、保険年金課に返却してください。

3割負担から1割負担に変更できる場合があります(基準収入額適用申請書) 該当すると思われる方は、

納付が困難な方はご相談ください

保険税の納付が困難になった場合は、必ず収納課へご相談ください。また、災害やその他特別な事情により納付が著しく困難な場合は、保険税が減免対象となる場合があります。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。

ありません。

減額認定証を医療機関の窓口へ提示することで、医療費の自己負担限度額の適用と入院時の食費の減額を受けることができます。

世帯全員が住民税非課税の申告をしていて、まだお持ちでない方は、保険年金課へお問い合わせください。

負担割合が3割の方へ 限度額適用認定証の交付を受けることができます

8月から、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が、申請により限度額適用認定証の交付を受けることができます。

医療機関の窓口へ提示すると保険適用の医療費に自己負担限度額が適用されます。該当すると思われる方には申請書を7月上旬と8月上旬に送付します。申請書が届かない場合でも、該当すると思われる方は保険年金課へお問い合わせください。

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、7月31日です。すでに交付されている、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付しますので改めて申請する必要があります。

平成30年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の手続きは7月から

平成29年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予を承認されている方の承認期間は30年6月までです。

30年度も保険料の免除・納付猶予を希望する方、新たに希望する方は申請してください。

◆継続申請を希望した方 30年6月まで(29年度分) 全額免除・納付猶予を承認されていて、申請時に翌年度以降の

免除制度について 本人、配偶者および世帯主それぞれの所得(免除を受けた期間と審査対象となる所得については表1参照)が定められた基準以下(表2)であれば申請

◆失業を理由とする方 退職(失業した月(末日退職の場合は翌月)から退職した年の翌々年の6月までの期間に限り、退職者本人の所得を除外して審査する特例免除制度がありますので、雇用保険受給資格者証・離職票等、失業していることを確認できる公的機関の証明をお持ちください。

◆申請手続きに必要なもの ①(共通) 年金手帳または基礎年金番号が分かる納付書等 ② 認め印(本人が署名する場合は不要) ③ 本人確認書類(自動車運転免許証等) ④ 雇用保険受給資格者証・離職票等、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(失業を理由とした特例免除制度の場合)

◆申請場所・問い合わせ 市保険年金課国民年金係(市役所1階) 30410

年金額の計算 定められた率で減額された金額が計算されます。

② 納付猶予制度について 20歳未満(※)の方で、本人、配偶者それぞれの所得(納付猶予を受けたい期間と審査対象となる所得については表1参照)が定められた基準以下(表2)であれば申請

することができ、承認されることがあります。

※28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

受給資格期間 老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれます。

年金額の計算 老齢基礎年金額に計算されません。

◆失業を理由とする方 退職(失業した月(末日退職の場合は翌月)から退職した年の翌々年の6月までの期間に限り、退職者本人の所得を除外して審査する特例免除制度がありますので、雇用保険受給資格者証・離職票等、失業していることを確認できる公的機関の証明をお持ちください。

◆申請手続きに必要なもの ①(共通) 年金手帳または基礎年金番号が分かる納付書等 ② 認め印(本人が署名する場合は不要) ③ 本人確認書類(自動車運転免許証等) ④ 雇用保険受給資格者証・離職票等、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(失業を理由とした特例免除制度の場合)

◆申請場所・問い合わせ 市保険年金課国民年金係(市役所1階) 30410

年金額の計算 定められた率で減額された金額が計算されます。

② 納付猶予制度について 20歳未満(※)の方で、本人、配偶者それぞれの所得(納付猶予を受けたい期間と審査対象となる所得については表1参照)が定められた基準以下(表2)であれば申請

◆申請場所・問い合わせ 市保険年金課国民年金係(市役所1階) 30410

表1

Table with 3 columns: 所得区分, 30年度住民税課税所得(29年中の所得から算出), 自己負担の割合. Rows include 一般, 現役並み所得.

表2

Table with 2 columns: 後期高齢者医療被保険者数, 収入判定基準(29年中の収入で判定). Rows include 世帯に1人, 世帯に複数.

表1

Table with 3 columns: 年度, 免除・納付猶予を受けたい期間, 審査対象となる所得. Row includes 30.

※申請時点から2年1か月前までの期間(すでに保険料が納付済の月を除く)申請することができます。

表2 所得の目安(30年度)

Table with 4 columns: 免除等の種類, 所得の目安(单身, 2人世帯, 4人世帯), 一部納付額(月額). Rows include 全額免除/納付猶予, 4分の3免除, 半額免除, 4分の1免除.

※2人世帯は、夫婦のみで、夫婦のどちらかに所得がある場合 ※4人世帯は、夫婦と子2人の場合で、夫婦のどちらかに所得があり、子は16歳未満の場合